

仲 裁 判 断 の 骨 子

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
JSAA-AP-2013-024

申立人 X1
申立人法定代理人 X2
X3
申立人代理人 弁護士 緒方 延泰
同 矢野 雅裕
同 飯野 毅一

被申立人 公益財団法人日本卓球協会
被申立人代理人 弁護士 小林 健太郎

主 文

本件スポーツ仲裁パネルは次のとおり判断する。

- (1) 申立人の請求第1項及び第2項を棄却する
- (2) 申立人の請求第3項を却下する。
- (3) 仲裁申立料金は、申立人の負担とする。

本件は、緊急仲裁手続であるので、スポーツ仲裁規則（以下「規則」という。）第50条5項に基づき、以下に理由の骨子を示し、規則第44条に基づく仲裁判断は、後日作成し、申立人及び被申立人に送付する。

理由の骨子

- (1) 申立人は、以下の請求を行った。
 - 1 2013年12月4日に被申立人が行った、2014年1月22日及び23日に開催される「2014 YOG World Qualification（以下「本件予選会」という。）」における出場選手の決定を取り消す
 - 2 被申立人は、2013年12月5日迄に、申立人を、2014年1月22日及び23日に開催される本件予選会における出場選手に決定せよ
 - 3 被申立人は、2013年12月6日迄に、申立人が2014年1月22日及び23日に開催される本件予選会に参加するために提出が必要な「Entry Form」及び「Visa Form」を「ITTF Events & Olympics Games Expert」及び同大会組織委員会へ提出せよ

4 申立て料金は、被申立人の負担とする

(2) 本件予選会は、2014年に開催される第2回夏季ユースオリンピック大会(以下「本件ユースオリンピック」という。)における出場資格を得るための予選会という位置付けであり、被申立人は、本件予選会への出場資格につき、2013年3月9日に「2013年12月中発表の世界ランキングにおいて、年齢有資格者の中で最上位の男女各1名を2014年1月22日～24日開催の世界予選会に出場させる」という基準(以下「本件日本基準」という。)で選考する旨決定した。

(3) 他方、本件予選会の主催者である世界卓球連盟は、本件予選会への出場資格として、2013年6月から11月にかけて開催された6回にわたる世界ジュニアサーキット(以下「GJC」という。)において獲得したポイント数に応じて原則として上位16名に出場資格を付与するものとしている(ただし、各国1名に出場資格が制限されている。)(以下「本件世界基準」という。)

(4) GJCにおいては、申立人がランキング3位となり、日本人の中では最上位となった。これにより、世界卓球連盟は、申立人をInvited Girls Playersの1人としてノミネートしている。このほか、A選手及びB選手が上位16名に入っており、世界卓球連盟は両選手をReserve Girlsとしてノミネートしている。

他方、本件日本基準によれば、3選手のうち世界ランキング最上位はA選手であり、申立人は第3順位となる。

このように、本件世界基準と本件日本基準に齟齬があるように見られるため、いずれを出場選手として決定すべきかが問題となる。

(5) この点、提出された証拠(甲3及び乙1)によれば、本件世界基準においても、各国において複数の選手が本件予選会への出場資格を得る場合があることを念頭に、かかる場合には各国においていずれの選手を本件予選会に出場させるのか選択する権限があると定めている。また、世界卓球連盟は、被申立人の照会に対し、上記3名のいずれもが本件予選会の出場資格があり、いずれを出場選手に決定するかは被申立人において決定することができるかと回答している。したがって、かかる事情に鑑みると、多少の疑義はあるものの、本件世界基準によったとしても、上記3名には一応いずれも本件予選会への出場資格が認められ、その中のいずれの選手を本件予選会の出場選手とするかについては、被申立人に一定の裁量が認められているものと判断される。

(6) このため、次に、上記3名のうちいずれの選手を本件予選会へ出場させるかについての選考基準の合理性が問題となる。そして、上記のとおり、被申立人は本件日本基準を採用しているため、かかる基準の合理性につき検討する。

(7) この点、申立人は、世界ランキングは、長期にわたる選手の活動が反映される基準であり、申立人のように、急激に実力を伸ばした選手の判断基準としては適切でないこと、特に、ジュニアの選手は短期間に実力が大きく変わるものであり、世界ランキングを基準とすることは不当であることを強調する。確かに、この点は、世界卓球連盟が、世界ランキングを考慮することなくGJCにおけるポイントランキングで本件世界基準を制定した趣旨にも沿う考え方であるといえ、申立人が努力と鍛錬を重ね、ポイントランキングで日本人1位とな

り、世界卓球連盟より **Invited Girls Players** としてノミネートされたことについては、本件スポーツ仲裁パネルとしても大いに敬意を表するものである。

もともと、本件ユースオリンピックには、各国より代表選手は 1 名しか出場できないという制限があることに鑑みれば、本件ユースオリンピックにおいてもっとも優秀な成績を収め得ると想定される選手を選考するために多面的な判断が必要となることもまた首肯し得るところである。

そして、本件日本基準は、主観的な判断基準によるものではなく、「2013 年 12 月時点における世界ランキング」という一義的な数値基準によっており、また、世界ランキング自体が複雑な決定方法ではあるというものの現在の卓球界において相応の権威と客観性を持ったものであることは否定し難い。

また、各種証拠に基づくと、かかる本件日本基準は、申立人が **GJC** に出場することを決意した 2013 年 5 月の時点で、当初より申立人にも伝えられていたものであり、申立人が **GJC** に出場することを決意した後に恣意的に制定されたものとまではいえない。

以上の経緯に鑑みれば、本件日本基準が、被申立人の裁量権の範囲を超えて、著しく合理性を欠くとまではいい難い。

(8) よって、本件スポーツ仲裁パネルは主文のとおり判断する。

(9) なお、本件事案の性質に鑑みて付言すると、世界卓球連盟が明らかにした本件世界基準の下で本件ユースオリンピックを目指し努力をし、すばらしい成績を収めた申立人が、本件日本基準の下で選手に選考されなかったことの無念さは察して余りあるものであるが、本件スポーツ仲裁パネルとしては、申立人が今後も努力を継続することによって、更なる実力を身につけ、卓球選手として大成されることを切に願うものである。更に、被申立人としても、申立人が本件申立てをするに至った心情を理解するとともに、本件申立てによって申立人と被申立人の関係に影響が生ずることがないように配慮し、今後も申立人を含めたジュニア選手の育成に心を砕かれることを望むものである。

2013 年 12 月 5 日

スポーツ仲裁パネル

仲裁人 山岸 和彦

仲裁人 横山 経通

仲裁人 平野 賢

仲裁地：東京都